

日本塑性加工学会北関東信越支部
支部賞選考委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、支部賞選考委員会（以下「委員会」という）について定める。

(目的)

第2条 委員会は、日本塑性加工学会 北関東信越支部賞の受賞候補を選考することを目的とする。

(構成・任期)

第3条 委員会は、次のものをもって構成する。ただし、構成員の氏名は公表しない。

委員長 1名

委員 若干名

2 構成員の任期は、支部総会から翌年の支部総会までとする。

(構成員の委嘱)

第4条 委員長は、支部正会員の中から支部長が幹事会にはかり委嘱する。

2 委員は、支部正会員の中から委員長の推薦により、幹事会の承認を得て支部長が委嘱する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集しその議長となる。本議長の職責は、選考権限および採否を決定する権限を有するものではない。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 支部幹事会に対する受賞候補の推薦
- (2) 選考に関する内規等
- (3) 募集要綱に関する事項
- (4) その他、支部長より委嘱または諮問された事項

(選考対象)

第7条 支部賞に対する選考対象は、公募に応じたものおよび選考委員会が特に相応しいと判断したものとする。なお、北関東信越支部が主催する賛助会員技術交流会に発表した中からも対象とする。

(選考基準)

第8条 支部賞に対する選考は、受賞内容を公開できるもので、支部の活性化に大きく寄与するものを選考することが望ましい。贈賞対象者の年令も適宜、考慮

(評価方法)

第 9 条 評価の方法は、絶対評価で行う。

2 評価はすべての候補に対して採点することが望ましいが、判定が困難な場合、また委員が推薦者を兼ねる場合は、空欄とする。この場合、平均点の計算に算入せず、採点をした委員数の平均点をとる。

3 採点の方法は個々の候補に対して5点満点の絶対評価をするものとし、1～5点の1点刻みで評価する。以下を採点の目安とする。

5点 受賞対象としての価値が十分にある。

4点 受賞対象の価値はある。

3点 どちらかといえば受賞対象としてよい。

2点 受賞対象としては疑問である。

1点 受賞対象とすべきでない。

4 講評をつける。

5 評価の視点として次を考慮する。

- ① 支部賞の主旨および会勢拡張
- ② 将来の支部へ貢献できること
- ③ 優れた技術・研究成果で公表できるもの。
- ④ その他（特記すべき活躍など上記に匹敵するもの）

（選考方法）

第 10 条 選考は別に定める様式の記名投票によるものとし、開票結果を基礎資料として合議によって最終決定する。

2 委員長は、支部賞審議の結果について報告書を作成し、支部長に提出しなければならない

（守秘義務）

第 11 条 委員会構成員は、審議の内容を他にもらしてはならない。

附則 この規定は、幹事会の承認があった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。